

# 路外駐車場の基準・届出制度について

## 路外駐車場設置の基準・手続きの概要

### 【技術的基準への適合が必要なもの】

次の①,②,③に該当する駐車場は、駐車場法施行令及びその他の法令に定める技術的基準に適合しなければなりません。

- ① 都市計画区域内にある駐車場
- ② 一般公共の用に供する(\*1)路外駐車場
- ③ 駐車区画線内の合計面積が500㎡以上のもの(\*2)

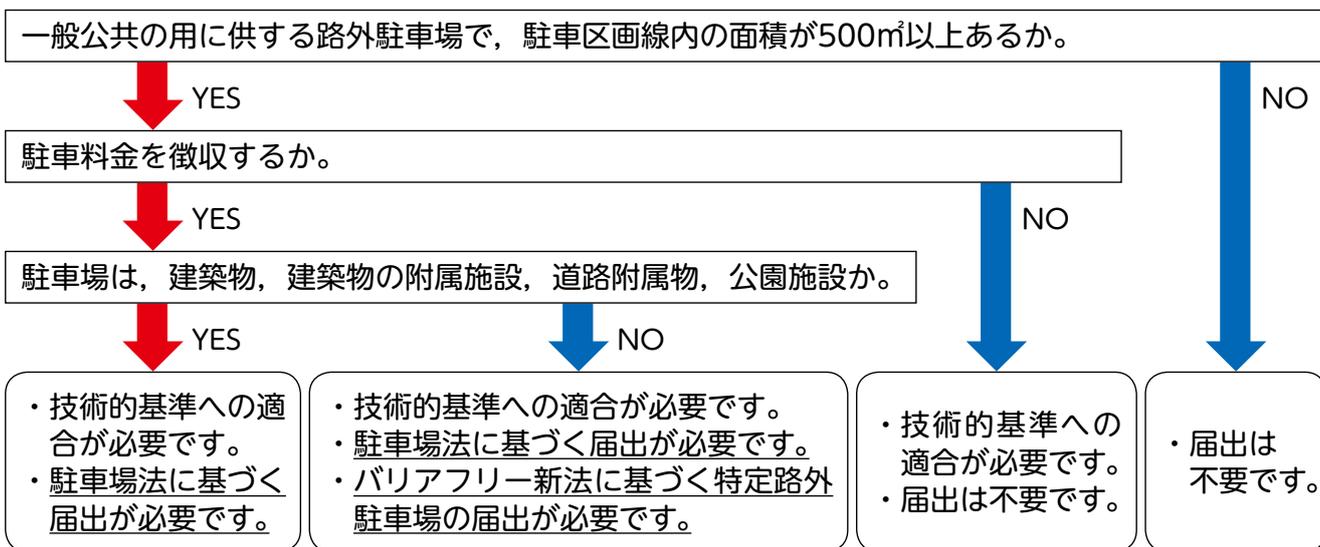
### 【届出が必要なもの】

上記に加えて、駐車料金を徴収する場合には、駐車場法に基づく届出が必要です。

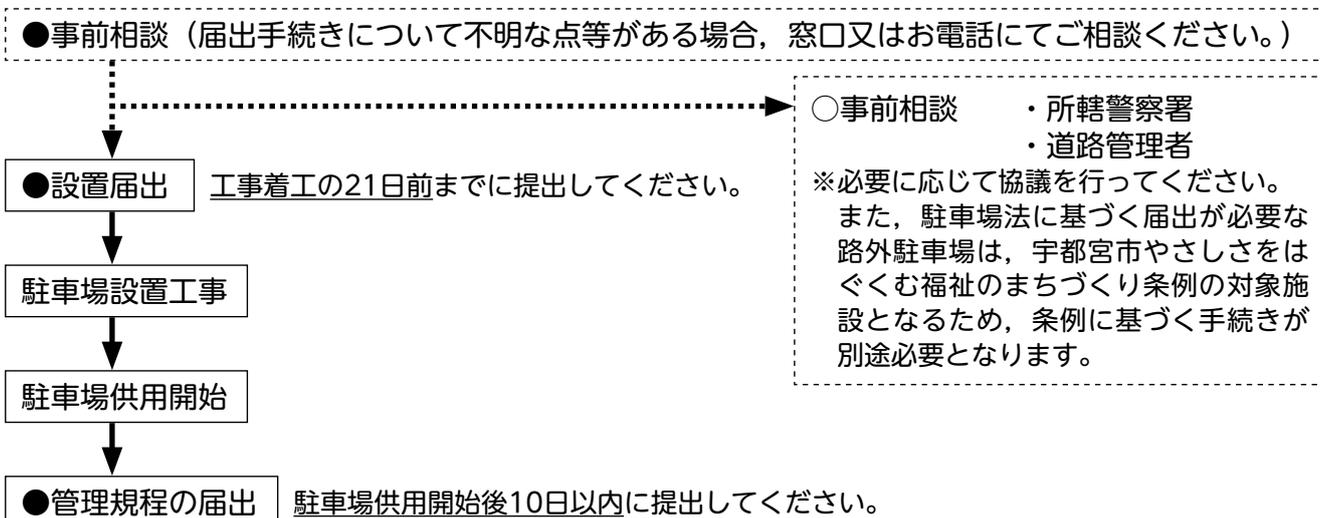
(\*1) 不特定の者が利用できること。自己施設の付属駐車場であっても、管理上、自己施設の利用者以外の利用を排除していないものを含む。月極駐車場や従業員専用駐車場等の利用者が限定されている駐車場は対象外。

(\*2) 駐車マスのことで、車路や管理室等の面積は含みません。

## 路外駐車場設置における基準・届出の判断フロー



## 届出手続きの流れ



※提出した届出や管理規程に変更がある場合、変更があった日から10日以内に変更届を提出してください。また、届出のある駐車場を廃止・休止・再開した場合、その行為から10日以内に廃止・休止・再開届を提出してください。

## 届出に必要な書類

以下のとおり、必要な書類を建築指導課に正副2部提出してください。

種別	必要となる届出書	添付書類	届出時期
設置	路外駐車場設置届出書 (様式1)	①付近見取図(縮尺10000分の1以上) ②配置・平面図(縮尺200分の1以上)(*2) ・路外駐車場の区域を表示したもの ・路外駐車場の自動車の出入口、自動車の車路 その他主要な施設を表示したもの ・路外駐車場の付近の道路並びにその道路内の 駐車場法施行令第7条で定める部分が記入され されたもの (※建築物である場合、以下も添付) ③各階平面図(200分の1以上) ④2面以上の立面図(200分の1以上) ⑤2面以上の断面図(200分の1以上) ⑥その他、駐車場法施行令第2章第1節に 定める規定について確認できる図書 (※機械式駐車場の場合、以下も添付) ⑦特殊装置設置計画書 ⑧大臣認定書の写し	工事着工の 21日前
	特定路外駐車場設置届出書 (様式2-1, 2-2)(*1)		
		管理規程届出書(様式3)	①駐車場管理規程(*3) (※建築物である場合、以下も添付) ②検査済証の写し
変更	施設の増改築、駐車台数の増減等	①付近見取図 ②配置・平面図等 (変更する部分がわかるよう明示したもの)	変更があつた日から 10日以内
	名称, 管理者, 料金等	①変更後の駐車場管理規程	
休止・再開・廃止	施設の休止	①付近見取図 ②配置・平面図等 (休止・再開・廃止する部分がわかるよう 明示したもの)	行為から 10日以内
	休止施設の再開		
	施設の廃止		

(\*1)特定路外駐車場の届出を、路外駐車場の届出と同時に行う場合は、路外駐車場設置届出書に路外駐車場設置(変更)届出書に添付する書面(第2号様式)を添付することで届出ができます。

(\*2)特定路外駐車場の配置・平面図には車いす使用者用駐車施設、移動等円滑経路、その他主要な施設を表示してください。

(\*3)管理規程には、駐車場の名称、管理者の氏名及び住所、供用時間・駐車料金に関する事項、供用契約に関する事項、その他国土交通省令で定める事項を記載してください。

### お問い合わせ先

宇都宮市 都市整備部 建築指導課 審査グループ (市役所 11 階)  
 電話番号：028-632-2576 / FAX：028-632-5421